

マイナンバーカードの更新について

マイナンバーカードには有効期限があります。

カード表面の有効期限記載欄、または次の更新時期をご参照のうえ更新手続きが必要な方は、暗証番号の控えを持って住民課までお越しください。

※暗証番号がわからなくなってしまった方は初期化して再設定を行うことができますのでご相談ください。

●20歳以上の方	マイナンバーカード内の電子証明書の有効期限は申請から5回目のお誕生日です マイナンバーカード(券面の顔写真)の有効期限は申請から10回目のお誕生日です
●15～20歳未満の方	マイナンバーカード内の電子証明書の有効期限は申請から5回目のお誕生日です マイナンバーカード(券面の顔写真)の有効期限は申請から5回目のお誕生日です
●15歳未満の方	マイナンバーカード内に電子証明書は搭載されていません マイナンバーカード(券面の顔写真)の有効期限は申請から5回目のお誕生日です
●外国人の方	マイナンバーカードの有効期限は在留カードの有効期限と同じです 在留カードの更新をしたらマイナンバーカードの更新もお願いします

完全予約制で! 第2日曜日に!

マイナンバーカードの交付を行います。
希望される方は必ず2週間前までに
お電話でご相談ください。

お電話でご予約のない第2日曜日はカードの交付を行うことが
できませんので必ずお電話でのご予約をお願いします。



●問合せ先

マイナンバーカードに関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

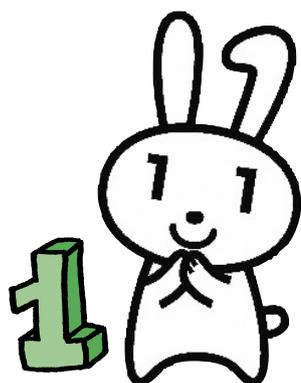
マイナンバーカード受け取りや予約に関すること

..... 民生部住民課



つくってみよう マイナンバーカード

マイナンバーカードがあれば…



①公的な身分証明書として使えます。

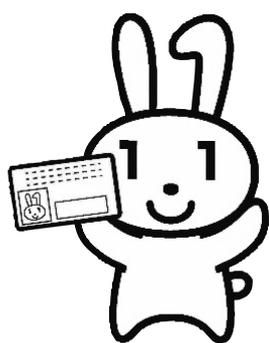
券面に顔写真がついているので本人確認書類としてお使いいただけます。

②順次、健康保険証として利用できるようになります。

保険証も引き続き大切にお使いください。

※保険証として利用するにはマイナポータルから事前登録が必要です。

2



【マイナンバーカードの申請をお手伝いさせていただきます】

まだマイナンバーカードの申請をされていない方に朗報です。

マイナンバーカード券面の写真撮影をお手伝いします。

ご希望の方は事前にお電話でご予約のうえ通知カードや申請書を持って住民課までお越しください。

※申請から約1カ月後にカードが出来上がったことのお知らせする通知書(ハガキ)を送ります。

通知書が届いたら、ご本人の来庁により受け取りをお願いします。